

# 入院時食事療養費の 標準負担額について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時降）・適温で提供しています。

〔入院時1食あたりの標準負担額〕

区 分			標準負担額 (1食)
①一般（住民税課税世帯）			550円 ※1
②住民税 非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日以下	270円
		90日以上	220円
	所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者		130円

※1 特定難病、小児慢性特定疾病の方は330円です。

※ ②に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を被保険者証等に添えて窓口に提出してください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合・全国健康保健協会）、市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合までお問い合わせください。